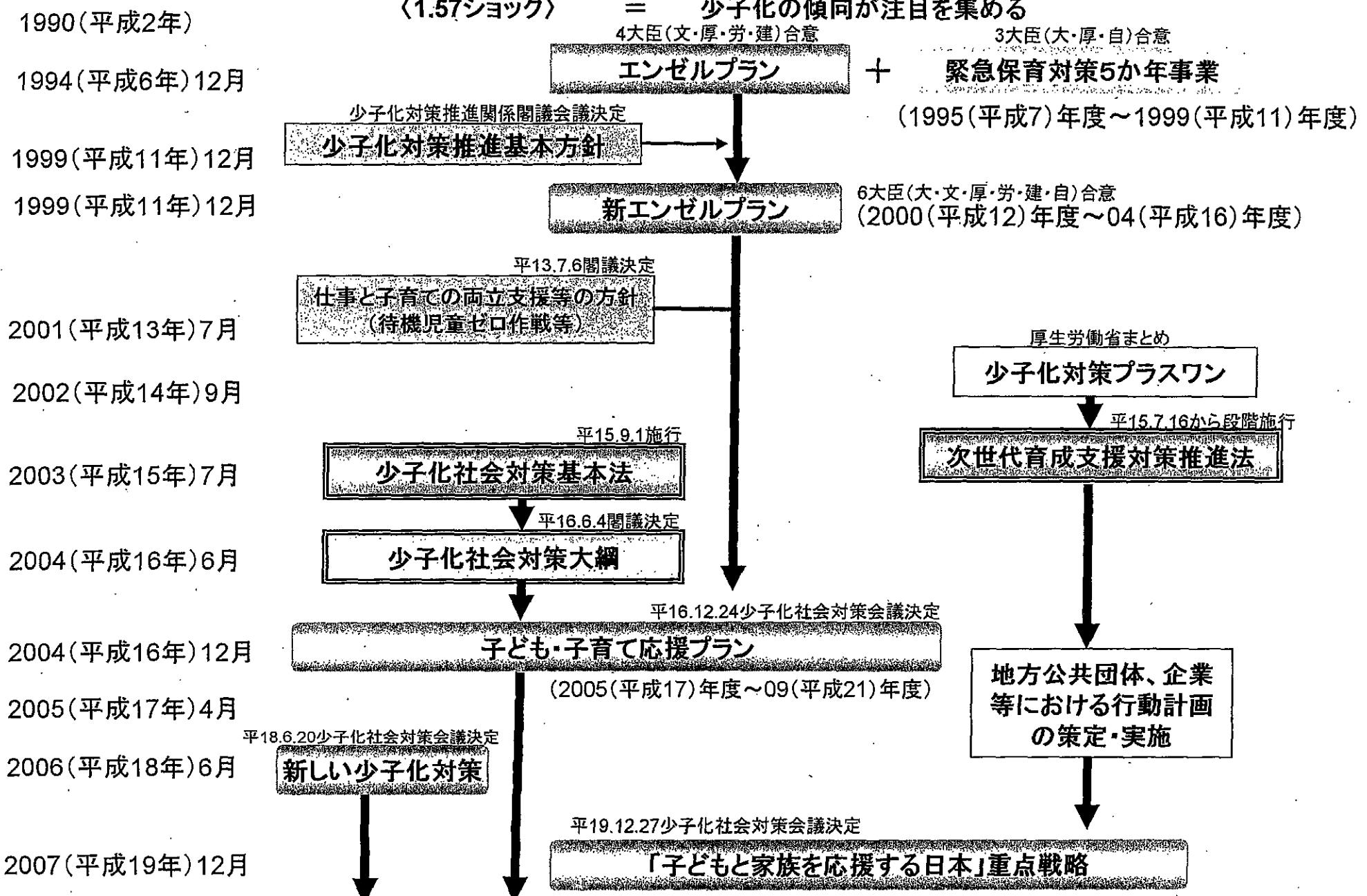


5 少子化対策の動向について

少子化対策の経緯



少子化対策の政策的な枠組み

少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)

少子化の流れを変えるために特に集中的に取り組むべき4つの重点課題を設定

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ④子育ての新たな支え合いと連帯

子ども・子育て応援プラン(平成16年12月少子化社会対策会議決定)

大綱の示した重点課題に沿って、平成17年度から21年度までの
5か年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示

新しい
少子化対策
について
(平成18年6月
政府・与党合意、
少子化社会対策
会議決定)

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定
事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の
(従業員301人以上が義務付け) 見直し等について2~5か年の計画を策定

「子ども・子育て応援
プラン」の着実な推
進に加え、妊娠・出
産から高校・大学生
になるまで子どもの
成長に応じた総合的
な子育て支援策や
働き方の改革、社会
の意識改革のための
国民運動等を推進

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

少子化の背景…「就労」と「結婚・出産・子育て」との「二者択一」構造

2つの取組を車の両輪として進める必要

①働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現

②就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に
支援する枠組みの構築

→ 仕事と生活の調和に関する「憲章」及び「行動指針」に基づき取組を推進

当面の課題(子育て支援事業の制度化等)について20年度に実施するとともに、
包括的な次世代育成支援の枠組みについて、具体的制度設計の検討に直ちに
着手し、税制改正の動向を踏まえつつ速やかに進める。

「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】

若者の自立
とたくましい
子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

仕事と家庭
の両立支援
と働き方の見
直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

生命の大切さ、
家庭の役割
等についての
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

子育ての新
たな支え合い
と連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿(概ね10年後を展望)(例)】

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

- 多くの若者が子育てに肯定的な「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」イメージを持てる

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊娠婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

次世代育成支援対策推進法の概要

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
→地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画(企業等)
→大企業(301人以上):義務
中小企業(300人以下):努力義務
一定の基準を満たした企業を認定
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)
→策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代法に基づく行動計画策定の現状

行動計画策定指針に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定

都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)

都道府県：全都道府県で策定済み

市町村：全市町村で策定済み

一般事業主(企業)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(概ね2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(20年3月末現在)

大企業：99.4%(13,326社)が策定届出
(従業員301人以上—策定が義務付け)

中小企業：11,449社が策定届出
(従業員300人以下—策定が努力義務)

認定状況(20年3月末現在)

認定企業：428社(301人以上390社、
300人以下38社)

特定事業主(国、都道府県、市区町村)

- 職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画(概ね5か年)の策定
- 目標達成の努力義務

行動計画の策定状況(19年10月現在)

国の機関：全機関で策定済み 都道府県：全都道府県で策定済み

市区町村：約95%の市区町村において策定済み

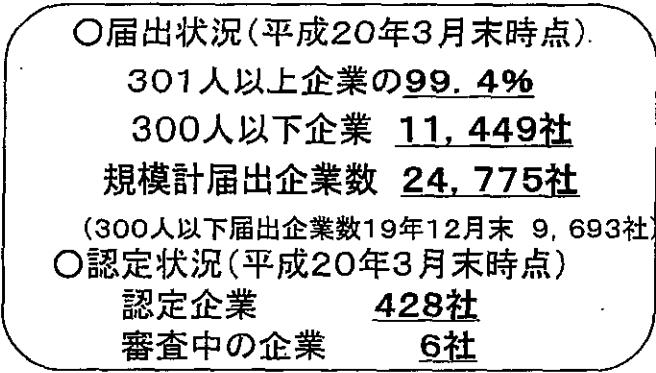
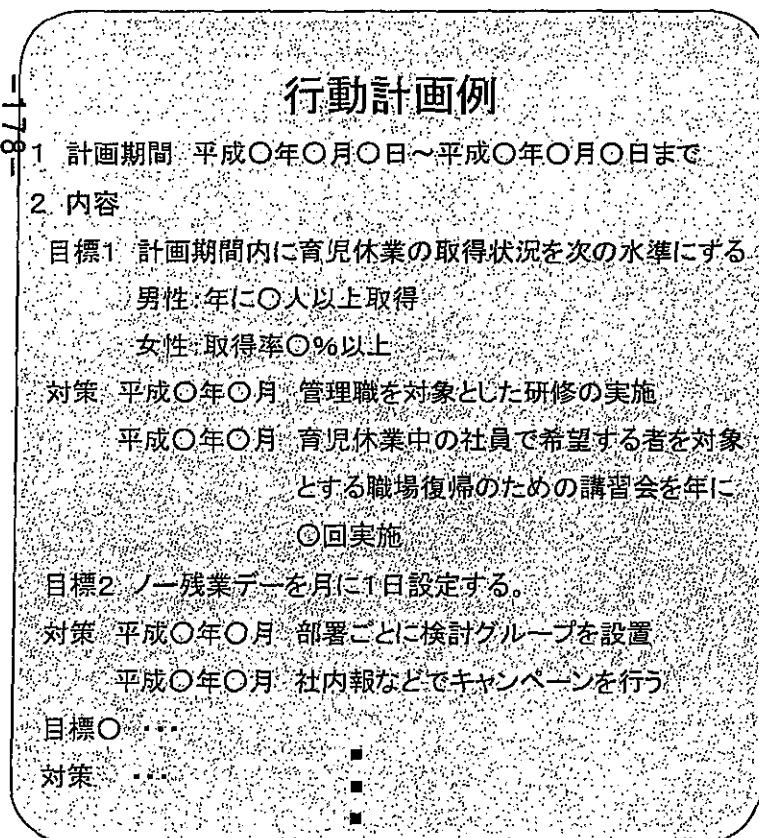
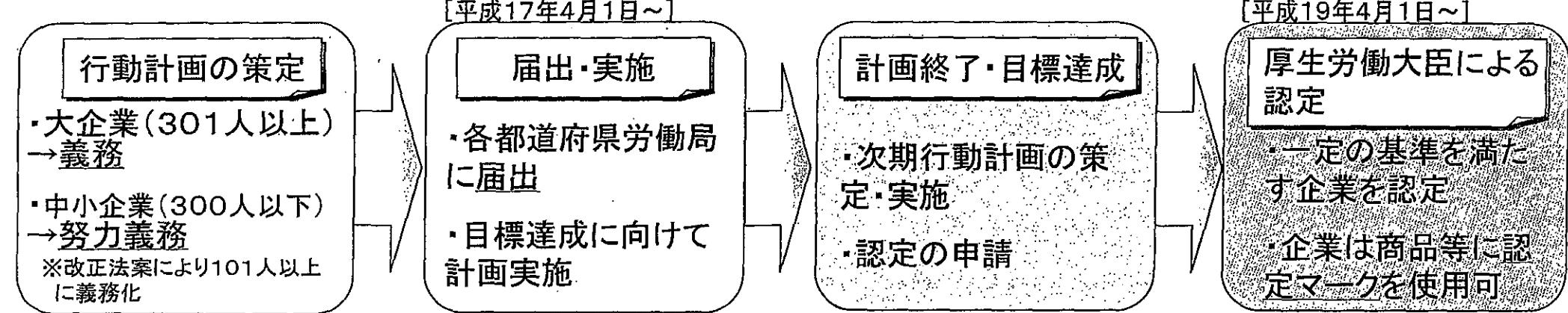
地域行動計画による子育て支援関係事業の取組状況

| 事業名 | 16年度実績 | 18年度実績 | 19年度実績 (交付決定ベース) | プラン目標値 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|--|-------------------------------|
| 通常保育事業 (保育所定員数) | 205万人 (平成17年4月1日現在) | 211万人 (平成19年4月1日現在) | 211万人 (平成19年12月1日現在) | 215万人 |
| 放課後児童クラブ | 15,184か所 (平成17年5月1日現在) | 16,685か所 (平成19年5月1日現在) | 16,685か所 (平成19年5月1日現在) | 17,500か所 |
| 地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター | 2,936か所 154か所 2,782か所 | 4,118か所 682か所 3,436か所 | 4,409か所 903か所(ひろば型) 3,478か所(センター型) 28か所(児童館型) | 6,000か所 1,600か所 4,400か所 |
| ファミリーサポートセンター | 344か所 | 480か所 | 540か所 | 710か所 |
| 一時保育・特定保育事業 | 5,534か所 | 7,087か所 | 8,140か所 | 9,500か所 |
| ショートステイ事業 | 364か所 | 511か所 | 584か所 | 870か所 |
| トワイライトステイ事業 | 134か所 | 236か所 | 301か所 | 560か所 |
| 病児・病後時保育事業 | 496か所 | 682か所 | 735か所 | 1,500か所 |
| 延長保育事業 | 12,954か所 | 14,431か所 | 9,540か所 (注2) | 16,200か所 |
| 休日保育事業 | 607か所 | 798か所 | 875か所 | 2,200か所 |
| 夜間保育事業 | 64か所 (平成17年4月1日現在) | 69か所 (平成18年11月1日現在) | 72か所 (平成19年7月1日現在) | 140か所 |

(注1)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途上であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)

(注2)平成19年度実績(交付決定ベース)における延長保育事業については、民間分のみ。(公立分については自治体に照会予定)

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など



平成20年度少子化社会対策関係予算のポイント

- 平成20年度少子化社会対策関係予算案の総額は1兆5,714億円(前年度比3.5%増)
- 平成19年12月にとりまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容を反映

(1) 子育て支援策

※()内はH19予算額

I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

- | | |
|--|--------------|
| ①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実 | 278億円(256億円) |
| ・産科医療機関への財政的支援、周産期医療体制の整備 | |
| ・産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制整備の準備 | |
| ・小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保 等 | |
| ②生後4か月までの全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)の推進 | |
| ③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化 | |
| ②、③は、次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数 | |

II 未就学期(小学校入学前まで)

- | | |
|--|------------------|
| ④地域における子育て支援拠点の拡充 | 101億円(84億円) |
| ・平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。※6,138か所(H19)→7,025か所(H20) | |
| ⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実 | 3,905億円(3,716億円) |
| ・保育所の受け入れ児童数の拡大、延長保育等の保護者のニーズに応じた保育サービスの推進、地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組、家庭的保育事業(保育ママ)の充実 | |
| ⑥事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 | 40億円(23億円) |
| ⑦子どもの事故防止対策の推進 | 1.2億円(1.5億円) |
| ⑧就学前教育費負担の軽減 | 192億円(185億円) |

III 小学生期

- | | |
|--|------------|
| ⑨全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進 放課後子ども教室 78億円(68億円)、放課後児童クラブ 187億円(158億円) | |
| ・放課後子ども教室は平成20年度は全国15,000か所の小学校区、放課後児童クラブは必要なすべての小学校区(20,000か所)において実施。 | |
| ⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進 | 12億円(新規) |
| ⑪学校や登下校時の安全対策 | 17億円(17億円) |

IV 中学生・高校生・大学生期

- | | |
|--|------------------|
| ⑫奨学金の充実 ・121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与 | 1,309億円(1,224億円) |
|--|------------------|

V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

- | | |
|--|--------------|
| ⑬社会的養護体制の拡充 | 799億円(776億円) |
| ⑭子どもの心の診療拠点病院の整備 | 48億円の内数(新規) |
| ⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進 | 5億円(新規) |
| ⑯発達障害教育情報センターによる情報提供 運営費交付金(12億円)の内数(新規) | |

(2) 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

- | | |
|---|--------------|
| ①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成 | 10億円(新規) |
| ・業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開 2億円(新規) | |
| ・労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置 8.3億円(新規) | |
| ②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 | 15億円(16億円) |
| ・労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置の創設 | |
| ③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 | 10億円(8.8億円) |
| ④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 | 19億円(20億円) |
| ⑤フリーター常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等 | 333億円の内数 |
| ⑥テレワークの普及促進 | 1.4億円(1.1億円) |
| ⑦働き方の見直しを含む官民一休子育て支援推進運動 | 0.4億円(0.5億円) |

(3) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

- | | |
|---|--------------|
| ○少子化社会対策の総合的な推進 | 2.6億円(2.4億円) |
| ・仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究 | |
| ・家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開 等 | |

(4) 地域における少子化対策の推進

- | | |
|--|--------|
| ○地域における少子化対策の推進体制の充実 | 地方財政措置 |
| ・少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進 | |

(5) その他の重要な施策

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置
- 社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設
- 事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置
- 家族用住宅・三世代同居・近居の支援
- 自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成